

令和8年度 随意契約一覧表(下水道部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額 (発注金額)	随意契約理由
1	経営室	吹田市南吹田下水処理場脱水ケーキ中間処理業務 (コンポスト化又はセメント化)	汚泥脱水ケーキ(コンポスト化又はセメント化)の中間処理	令和8年4月1日から 令和8年4月30日まで (令和8年4月1日)	岡山県真庭市上水田7341番地 クリーン発酵(株)	15,418,562円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
2	経営室	吹田市南吹田下水処理場脱水ケーキ収集運搬業務 (コンポスト化又はセメント化)	汚泥脱水ケーキ(コンポスト化又はセメント化)の収集運搬	令和8年4月1日から 令和8年4月30日まで (令和8年4月1日)	大阪府門真市深田町27番2号 アクティヤマト(株)	9,867,880円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
3	水再生室	電気需給契約	川面下水処理場において使用する電気の需給	令和8年4月1日から 令和8年4月30日まで (令和8年4月1日)	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 パンプーパワートレーディング(同)	5,091,440円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
4	水再生室	電気需給契約	南吹田下水処理場において使用する電気の需給	令和8年4月1日から 令和8年4月30日まで (令和8年4月1日)	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 パンプーパワートレーディング(同)	12,941,719円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和8年度 随意契約一覧表(下水道部)

5月分

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額 (発注金額)	随意契約理由
1	経営室	吹田市南吹田下水処理場1号 汚泥ケーキ搬出コンベアスパ イラル修理	コンベアスパイラル修理 一式	令和8年5月1日から 令和8年9月30日まで (令和8年5月1日)	大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3 番31号 石垣メンテナンス(株) 大阪支店	9,790,000円	(株)石垣が設計・製造・設置した設備であり、本修理 は独自の技術と部品調達力が必要となり、(株)石垣 のメンテナンス部門である石垣メンテナンス(株)以外 では実施できないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号 (1)【建設工事】アに該当)
2	経営室	吹田市南吹田下水処理場1号 濃縮槽掻寄機駆動装置修理	駆動装置修理 一式	令和8年5月18日から 令和9年3月26日まで (令和8年5月18日)	大阪府大阪市此花区四貫島2丁 目26番7号 阪神動力機械(株)	7,480,000円	阪神動力機械(株)が設計・設置した機器であり、本 修理は既設設備の特性を理解した調整が必要とな り、施工業者である阪神動力機械(株)以外では実施 できないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号 (1)【建設工事】アに該当)
3	経営室	吹田市南吹田下水処理場脱 水ケーキ中間処理業務 (コンポスト化又はセメント化)	汚泥脱水ケーキ(コンポス ト化又はセメント化)の中間 処理	令和8年5月1日から 令和8年5月31日まで (令和8年5月1日)	岡山県真庭市上水田7341番地 クリーン発酵(株)	15,163,362円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個 別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号 (1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
4	経営室	吹田市南吹田下水処理場脱 水ケーキ収集運搬業務 (コンポスト化又はセメント化)	汚泥脱水ケーキ(コンポス ト化又はセメント化)の収集 運搬	令和8年5月1日から 令和8年5月31日まで (令和8年5月1日)	大阪府門真市深田町27番2号 アクティヤマト(株)	9,704,552円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個 別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号 (1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
5	水再生室	電気需給契約	川面下水処理場において 使用する電気の需給	令和8年5月1日から 令和8年5月31日まで (令和8年5月1日)	東京都千代田区霞が関3丁目2番 5号 バンブーパワートレーディング (同)	5,257,649円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電 気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1) 【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和8年度 随意契約一覧表(下水道部)

5月分

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額 (発注金額)	随意契約理由
6	水再生室	電気需給契約	南吹田下水処理場において使用する電気の需給	令和8年5月1日から 令和8年5月31日まで (令和8年5月1日)	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 バンブーパワートレーディング (同)	13,686,047円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1) 【物品・委託役務関係業務】ウに該当)